

令和 7 年第 1 0 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和 7 年 1 0 月 3 0 日)

召集年月日 令和7年10月30日（木）

召集の場所 おおい町役場 正庁ホール

開会 令和7年10月30日 午後4時10分

閉会 令和7年10月30日 午後5時35分

出席委員（13名）

1 番	谷口雅弘	2 番	森和哉	4 番	吉田実
5 番	古池洋子	6 番	岩崎誠一	7 番	國久博一
8 番	山崎秀樹	9 番	松井厚雄（会長）	10 番	塩野鐘吉
11 番	松宮俊幸	12 番	吉村由美	13 番	浦松勝己
14 番	松尾豊				

欠席委員（1名）

3 番 早川直助

出席事務局

局長	小西守	次長	門野幸文	書記	木村光宏
					宮本慶子

提出議案

議案第30号 地域計画の変更について

議案第31号 大飯農業振興地域整備計画の変更について

議案第32号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について

局 長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、令和7年第10回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に3番 早川委員より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、令和7年第10回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

局 長

ありがとうございました。このあとの議事進行につきましては、おおい町農業委員会会議規則第4条で会長が議長にあたることと規定されていますので、議事進行をよろしくお願いいたします。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、13名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは 2番 森委員と 8番 山崎委員 を指名いたします。

議 長

日程2 議案第30号 地域計画の変更について 及び
日程3 議案第31号 大飯農業振興地域整備計画の変更

について関連しているため２議案の一括審議とします。

議案第３０号は、農業経営基盤強化促進法第１９条第６項の規定に基づき、議案第３１号は、農業振興地域の整備に関する法律第１３条第２項の規定に基づき町長より意見聴取がありましたので、変更案及び計画案に対する意見を求められているものであります。

なお、採決については、それぞれの議案で行います。

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長

はい、議長

本件は、〇〇〇〇が〇〇〇〇を整備する農地、〇〇〇〇が〇〇〇〇を整備する農地、それぞれの農地が地域計画及び農業振興地域内の農用地であるために、地域計画及び大飯農業振興地域整備計画の変更を行うものです。詳細は書記に説明させます。

木村書記

はい、議長。

では、先に郵送させていただいております資料の２ページをご覧ください。

（議案第３０号資料説明）

次に、資料の４ページをご覧ください。

（議案第３１号資料説明）

初めに地域計画について説明させていただきます。地域計画とは、年々増加します耕作放棄地を地域としてどうするか、１０年後の地域農業の設計図となるものでございます。

令和５年４月１日に施行されました、農業経営基盤強化促進法第１９条第１項に基づき、令和７年３月におおい町においても地域計画を策定したところでございます。今回、農地転用を計画していることから、３月に策定しました地域計画を変更するものでございます。地域計画変更案については、法第１９条第６項の規定により、農業委員会を含む、関係機関へ意見聴衆を行う必要があることから、今回農業委員会に対し意見聴取を実施するものでございます。今後の手続きにつきましては、関係機関の意見聴衆後、変更案の広告縦覧を経て、地域計画の変更を報告し、完了することとなります。お手元に追加資料としまして地域計画の変更前と変更案を配布させていただいております。こちらを説明させていただきます。

(地域計画変更内容について、資料を元に説明)

次に議案第31号について説明させていただきます。対象農地は、大飯農業振興地域整備計画において農振農用地に指定されており、先に農振農用地の除外が認められた上で農地転用の申請が可能となります。

〇〇の対象農地は、おおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設が存する農地となるため、農振農用地からの除外は可能と考えます。

〇〇の対象農地は、津波等災害時の〇〇〇のために、現在の〇〇〇〇の〇〇〇〇よりも高台にあり、なおかつ近距離にある農地は他になく、代替性がないことから、農振農用地からの除外は可能と考えます。

なお、各機関からこの除外について同意されますと、その後県との協議により、農振農用地からの除外手続きが完了し、〇〇や〇〇の転用申請が提出されることとなります。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

松宮委員 はい、議長。

こちらは23日に岩崎委員と現地を確認いたしました。1件目の農地につきましては、隣接する農地が現在営農されておらず、所有者の営農意向も不明であり、またその隣接農地が当該筆のみであることから、担い手への農地集積に対する影響は極めて少なく、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはないと判断いたします。また、〇〇や〇〇の規模としては妥当なものにとどめられていることから、農用地区域から除外することはやむを得ないものと判断いたします。

2件目の農地につきましては、隣接する農地について、現時点において営農されておらず、所有者の営農意向も不明であり、その他周辺の農地は現状維持や規模縮小の方針となっています。このような状況を総合的に勘案いたしますと、担い手への農地集積に対する影響は少なく、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはないと判断いたします。また、現在の〇〇〇からの距離や高台であること等の条件が認められる農地は他になく、農用地区域から除外することはやむを得ないものと判断いたします。

議 長

ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告が
ございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

古池委員

〇〇の件は、最終的に周りに影響があると思う。転用の
話が出てきて認めるということになるのかなと。

〇〇はもう既に畑として埋め立ててるんですよ。全部の
農地が埋め立ててあるんですけど、もう田んぼに戻らない。
地域計画は田んぼになっているけど、10年度はやらない。
でも今回地域計画から外れるという感覚がよくわからない。
外してしまうのはいいけど、そういう進め方なのかなって
何か腑に落ちない。水道とかひくこと等将来的にはどうな
のかなと。

木村主査

今の質問にありました水道の話ですが、今は〇〇〇の予
定をしていますので、現在水道をひくという内容にはなっ
ておりません。現在は〇〇〇〇を置くことになっています。

古池委員

〇〇の農地は所有者がシルバーに頼んで草刈をしている
状況で、宅地にならないのかと困っているというよりも、
理解をしていない。若い人が農地という認識がなく、草刈
だけせなあかんと文句を言っている。若い人が帰ってくる
ために農地転用すればいいと考えている中、農業委員会が
農地を外してもいいのですかというのがずれている気がする。
だから全部宅地にしますっていう方が、私はすっきりする
なと思う。次々外していくっていうのがしっくりいかない。
個人の意見ではあるけど。

塩野委員

〇〇〇〇〇のごみの仮置き場とあるけど、空き缶の他に
何を？

木村書記

会社から出た空き缶や空き瓶等のごみの仮置き場と聞い
ています。

岩崎委員

今回の農地は、〇〇〇〇等の名義に変更しているという
ことですね。

木村委員

名義は現状の所有者の方になっています。

谷口委員 除外が終わると計画とは別に家とか建ててもいいということやね。

局 長 まずは農用地から除外の手続きを行い、その後転用の審査を行います。その際は、〇〇の転用ということで除外の申請をしていますので、〇〇の転用であるべきであり、その他の申請は受け付けないということでございます

谷口委員 転用後に家を建てるということは可能なのか。

局 長 転用の許可後、工事が完了しましたら完了届を提出してもらいます。その後計画通りできているか、委員さんで現地確認をしています。

議 長 〇〇の1件を認めてしまうと、今後周辺農地も連鎖してしまうのではないかと思います。

木村書記 〇〇〇〇がこの場所を選択したのは、現状の〇〇〇〇が浸水区域指定されていることで、安全で近い場所を探した結果ということです。

岩崎委員 現地確認したんですが、〇〇の案件は、(対象農地の)上に〇〇〇〇の施設があり、その下の1反となっている。前に田んぼ反対側に山。農振農用地から外れてもしかたないかなと。〇〇は、所有者がかわったと思っていたのかもしれませんが、ないと思ったが、まだ名義変更も売買契約も終わっていないのであれば、ちょっと考えないと他の連鎖も考えられるなと思う。

議 長 畑地化した後作付けされているのですか。

岩崎委員 作土があるようには思えなかった。

局 長 今は町がどのような事業を行うかの審議ではなく、一事業者が〇〇をおきたいという理由からこの農地をどうするのかを審議することが本来の目的である。町が計画をたてて等ということを審議しあう場ではないということをご理解いただきたい。

農業委員会では、農地を守るために耕作放棄地を増やさない等の取組をしていることは重々承知の上、転用といった相反する内容を審査する必要もあります。今回の〇〇〇〇の件に関しましては、災害時の浸水対策ということで場所を選定されており、町としても防災の観点からやむを得ないと考えております。

次　　長　　既存の駐車場から今回の申請の高低差が5 m以上ある。また、近傍地をみてもそれほどの高台が他にない。既存の駐車場から1キロ以内だとここしかない。
災害時ということを考えると、ここの農地はやむを得ないと考えられる。

松宮委員　　通常は置かず何かあった時の一時避難場所となるのか。

木村書記　　一時避難もあるが、リスク分散もあり、〇〇〇は常時〇〇〇〇に置くとのこと。

國久委員　　果樹1本でも植えてみたり、何か努力をされている方の話だとしかたないかなとも思うが、何も耕作もされていないような農地に関しては個人的には賛成できない。

古池委員　　地域の人からすると、〇〇〇〇も建って、〇〇〇〇もできてとなると、自分の農地も何かできるのではないかと考えると思う。

(意見・質問)

議　　長　　それでは、採決を行います。議案第30号について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手)

議　　長　　議案30号について、賛成8名、賛成多数とのことですが、「今後他の農地については、農地として活用してほしい」という意見を付して回答することといたします。

続いて、議案第31号について、採決を行います。

議案第31号について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手)

議長 議案第 3 1 号について、賛成 1 0 名、賛成多数とのことですが、「今後他の農地については、農地として活用してほしい」という意見を付して回答することといたします。

議長 日程 4 議案第 3 2 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に基づき、町長より農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取がありましたので、計画案に対する意見を求められているものであります。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長

議案第 3 2 号は農地中間管理機構から受け手となる各農業者に貸し付けるにあたり、農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものであります。詳細は書記に説明させます。

木村書記 はい、議長

（議案第 3 2 号資料説明）

1 0 ページをご覧ください。今回、『農地中間管理事業の推進に関する法律』に基づき、福井県農地中間管理機構を通じて、1 3 1 筆、1 名の担い手の方に貸し付けるものでございます。表の右から 2 列目には、今回、借受人となる福井県農地中間管理機構がございまして、福井県では、ふくい農林水産支援センターがこれにあたります。その右覧には、「配分先」としまして受け手とられる担い手を記載してございます。設定の始期ですが、すべて令和 8 年 1 月 1 日となっており、令和 1 7 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間の再設定でございます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

松宮委員 はい、議長。

こちらは 2 3 日に岩崎委員と現地を確認いたしました。いずれの農地も利用権が設定されることに問題ない農地で

あることを確認いたしました。よって、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

たくさん圃場がありましたが、畦も換地もしっかり管理されており、丁寧に耕作されているなと感じました。

議 長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松尾委員 耕作者に個人の名前がはいっているが、実質は〇〇〇〇
だと思いが、〇〇〇〇とは書けないのか？

局 長 中間管理機構と任意の団体とは利用権設定の契約が結べ
ないので、個人名で記載していることになる。

(意見・質問)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございません
か。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、日程4 議案第
32号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計
画(案)について、「特段の意見なし」として回答するこ
とといたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了
いたします。慎重審議ありがとうございました。